

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－５ 市場リスク</p> <p>Ⅱ－２－５－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅱ－２－５－２－３ <u>マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等【農中】【新規制導入先（令和５年金融庁・農林水産省告示第１号により自己資本比率を算出する農中をいう。以下同じ。）に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】</u></p> <p>マーケット・リスク規制の適用対象取引は<u>農中法自己資本比率告示に定めるところにより農中がその保有する商品をトレーディング勘定へ分類した商品がその主たる内容となる。当該トレーディング勘定へ分類した商品に含まれる取引は、農中が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引等をいい、そのような特性を前提として、マーケット・リスク規制が適用される。よって、マーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な取引（注）を排除するとともに、適用対象取引が適切に管理される</u></p> | <p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－５ 市場リスク</p> <p>Ⅱ－２－５－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅱ－２－５－２－３ <u>マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等（平成１９年３月期より適用）【農中】</u></p> <p>マーケット・リスク規制の適用対象取引は<u>農中法自己資本比率告示第１０条第２項第２号に規定する特定取引等であり、農中法施行規則第６５条第２項に規定する特定取引がその主たる内容となる。特定取引は、農中が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的または当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引等をいい、そのような特性を前提として、マーケット・リスク規制が適用される。よって、マーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な取引（注）を排除すると</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>マーケット・リスク規制の適用対象取引及びその管理方法(想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性などを踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法を含む。)</u>を文書により明確化するとともに、<u>当該文書により適切に運用していることが定期的な内部監査(価格評価の方法及びその運用の適切性については、内部監査及び会計監査)により確認されているか。</u> <p>(削除)</p> <p>(注)「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」(平成 17 年バーゼル銀行監督委員会)では、ヘッジされていないヘッジファンド持分や私募株式等が不適当なものとして例示されている(パラグラフ 271)。</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－4 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－4－6 自己資本の適切性・十分性</p> | <p>ともに、適用対象取引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア <u>特定取引勘定を設置している場合については、当該勘定の対象取引及びその管理方法(想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性などを踏まえて、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法を含む。)</u>を文書により明確化するとともに、<u>当該勘定を当該文書により適切に運用していることが定期的な内部監査(価格評価の方法及びその運用の適切性については、内部監査及び会計監査)により確認されているか。</u> イ <u>特定取引等が特定取引勘定以外の勘定において行われている場合には、当該取引について、上記と同様の管理がなされているか。</u> <p>(注)「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」(平成 17 年バーゼル銀行監督委員会)では、ヘッジされていないヘッジファンド持分や私募株式等が不適当なものとして例示されている(パラグラフ 271)。</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－4 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－4－6 自己資本の適切性・十分性</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>Ⅲ－４－６－１ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－４－６－１－２ 自己資本の充実度の評価【共通】</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 農中は、バーゼル合意を踏まえて、農中法自己資本比率告示に定める水準以上の資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファに係る普通出資等 Tier1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求められる。また、農中法自己資本比率告示に定められた G-SIBs 又は農中法自己資本比率告示に定められた D-SIBs については、G-SIBs バッファ又は D-SIBs バッファとして、農中法自己資本比率告示に定める水準以上の普通出資等 Tier 1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められる。</p> <p>資本保全バッファとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファをいう。</p> <p>カウンター・シクリカル・バッファとは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に対するバッファであり、<u>各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。以下この（５）において同じ。）の合計額を保有する信用リスク・アセットの額の合計額で除して得た割合を乗</u></p> | <p>Ⅲ－４－６－１ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－４－６－１－２ 自己資本の充実度の評価【共通】</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 農中は、バーゼル合意を踏まえて、農中法自己資本比率告示に定める水準以上の資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファに係る普通出資等 Tier1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求められる。また、農中法自己資本比率告示に定められた G-SIBs 又は農中法自己資本比率告示に定められた D-SIBs については、G-SIBs バッファ又は D-SIBs バッファとして、農中法自己資本比率告示に定める水準以上の普通出資等 Tier 1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められる。</p> <p>資本保全バッファとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファをいう。</p> <p>カウンター・シクリカル・バッファとは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に対するバッファであり、<u>各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額の合計額を保有する信用リスク・アセットの額の合計額で除して得た割合を乗じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。農中法自己資本比率告示第 2 条の 2 第 4 項第 1 号における金融庁長官が別に指定した比率（以下</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p><u>じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。農中法自己資本比率告示第2条の2第4項第1号における金融庁長官が別に指定した比率（以下「カウンター・シクリカル・バッファ比率」という。）については、金融庁が適切と認める指標（例えば、総与信・GDP比率、金融機関の貸出態度DIなど）等を参考にしつつ、日本銀行との協議を踏まえ、総合判断を行い、カウンター・シクリカル・バッファ比率を決定する。カウンター・シクリカル・バッファ比率の引上げを行う場合、当該比率を公にした日から1年以内にその適用を開始する。カウンター・シクリカル・バッファ比率の引下げを行う場合には、当該比率を公にした日からその適用を開始する。</u></p> <p><u>【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】</u></p> <p>G-SIBs バッファ、D-SIBs バッファとは、それぞれ、農中を含む銀行等の国際的な金融システムにおける重要性、我が国の金融システムにおける重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるものであり、これらのバッファ水準は、システム上の重要性を勘案した上で農中が選定された場合には、農中法自己資本比率告示に定める。</p> <p>(6) (略)</p> <p>Ⅲ－４－７ 自己資本比率及びレバレッジ比率の正確性</p> | <p>「カウンター・シクリカル・バッファ比率」という。）については、金融庁が適切と認める指標（例えば、総与信・GDP比率、金融機関の貸出態度DIなど）等を参考にしつつ、日本銀行との協議を踏まえ、総合判断を行い、カウンター・シクリカル・バッファ比率を決定する。カウンター・シクリカル・バッファ比率の引上げを行う場合、当該比率を公にした日から1年以内にその適用を開始する。カウンター・シクリカル・バッファ比率の引下げを行う場合には、当該比率を公にした日からその適用を開始する。</p> <p>G-SIBs バッファ、D-SIBs バッファとは、それぞれ、農中を含む銀行等の国際的な金融システムにおける重要性、我が国の金融システムにおける重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるものであり、これらのバッファ水準は、システム上の重要性を勘案した上で農中が選定された場合には、農中法自己資本比率告示に定める。</p> <p>(6) (略)</p> <p>Ⅲ－４－７ 自己資本比率及びレバレッジ比率の正確性</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>Ⅲ－４－７－２ 留意事項【共通】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) リスクアセットの計算方法</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ マーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象ポジションについて、当面、次の取扱いとするが、これに対応しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表第3、Ⅱ－２－(3)中、金及び外国為替のポジションのうち、外国為替リスクの対象から除くことができるとされていた円投別枠ポジション等については、<u>今後も除いてよい。【新規制導入先は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示（令和5年金融庁・農林水産省告示第1号をいう。）を参照すること。】</u> <p>(4)・(5) (略)</p> | <p>Ⅲ－４－７－２ 留意事項【共通】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) リスクアセットの計算方法</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ マーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象ポジションについて、当面、次の取扱いとするが、これに対応しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表第3、Ⅱ－２－(3)中、金及び外国為替のポジションのうち、外国為替リスクの対象から除くことができるとされていた円投別枠ポジション等については、<u>今後も除いてよい。</u> <p>(4)・(5) (略)</p> |
| <p>Ⅲ－４－１０ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> | <p>Ⅲ－４－１０ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> |
| <p>Ⅲ－４－１０－４ 開示に当たっての留意事項</p> | <p>Ⅲ－４－１０－４ 開示に当たっての留意事項</p> |
| <p>Ⅲ－４－１０－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示</p> | <p>Ⅲ－４－１０－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示</p> |
| <p>Ⅲ－４－１０－４－４－２ 農中（農中法施行規則第112条第5号二、第113条第3号ハ、第116条第1項及び第2項関係）【農中】</p> <p>(1) 定性的な開示事項</p> | <p>Ⅲ－４－１０－４－４－２ 農中（農中法施行規則第112条第5号二、第113条第3号ハ、第116条第1項及び第2項関係）【農中】</p> <p>(1) 定性的な開示事項</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 「<u>マーケット・リスクに関する次に掲げる事項</u>」【<u>新規制導入先は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。</u>】</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>⑧ 「<u>オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項</u>」のうち、「<u>リスク管理の方針及び手続の概要</u>」については、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための<u>体制</u>【<u>新規制導入先は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。</u>】</p> <p>⑨ 「<u>株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要</u>」【<u>新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。</u>】</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>⑩～⑫ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 半期及び四半期ごとの開示事項</p> <p>① 農中法自己資本開示告示第4条に規定する事項につき半期開示、及び同告示第6条に規定する事項につき四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項(過去情報も含む。)をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> | <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 「<u>マーケット・リスクに関する次に掲げる事項</u>」</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>⑧ 「<u>オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項</u>」のうち、「<u>リスク管理の方針及び手続の概要</u>」については、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための<u>体制</u></p> <p>⑨ 「<u>出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要</u>」</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>⑩～⑫ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 半期及び四半期ごとの開示事項</p> <p>① 農中法自己資本開示告示第4条に規定する事項につき半期開示、及び同告示第6条に規定する事項につき四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項(過去情報も含む。)をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> |

また、農中法自己資本開示告示第6条に掲げる農中における四半期の開示事項のうち、第1項第2号、第4号から第6号まで及び第8号から第12号までに掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。

農中法自己資本開示告示第6条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第7号第二面及び第三面に基づいて開示する場合には、同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。

他方、これ以外の開示事項については、同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。

②・③ (略)

また、農中法自己資本開示告示第6条に掲げる農中における四半期の開示事項のうち、第1項第2号、第4号から第6号まで及び第8号から第12号までに掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。

農中法自己資本開示告示第6条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第7号第二面から第四面に基づいて開示する場合には、同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。

他方、これ以外の開示事項については、同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。

②・③ (略)

附 則

この通知の改正は、令和5年3月31日から適用する。